

第 4 回

岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会

日 時 令和5年11月10日(金) 10:00～

場 所 岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D

議 事 次 第

- 1 特定最低賃金金額審議について

各種商品小売業 資料目次

資料目次

意見要旨

- ① 労働者側意見要旨
- ② 使用者側意見要旨

労働者側

する店頭販売要員の確保の必要性は非常に高いと考えられる。また、効率化により正社員と有期雇用社員やパートタイマー、アルバイト間の役割分担がより一層明確化され、最低賃金適用の労働者、とりわけ店頭ではたらく労働者への依存度が更に高まっていくと考えられる。

こうした背景が業界のイメージ向上につながらず、結果として定着率の低下・採用難に大きく影響しているといえる。

5. 各種商品小売業特定最賃の考え方について

本年は地賃が 40 円上がり、あがり幅のスピードが加速している中、特定最賃が追いついていません。

過去 3 年の審議結果をみると 2022 年は 17 円、2021 年は 13 円、2019 年は 24 円の労使合意となっており、最大 24 円の上がり幅となっている。その時代背景はあるものの、特定最賃の優位性は保たれてきました。

本年は地賃に対し 22 円埋没している状況であるが、特定最賃の基本的考えである流通業の魅力向上そして人材確保の観点からみれば、地賃に負けない特定最賃であり埋没しないように特定最賃を上げてく事と思います。

また、様々な業種を含んでいる業態であるが、その一歩先を各種商品小売業は流通業の先駆者でなければならないと思います。

地賃と比較をする考えもあるが、私どもは岡山 6 業種の特定最賃と比較し他業種に負けない産業づくり、特定最賃額にしていかななくてはならないと考えております。

6. 私たちが目指す特定最低賃金について

私たちは、これまで掲げてきた「誰もが時給 1,000 円」を堅持しつつ、連合リビングウェイジでは、岡山県は 1,050 円となっております。

本年も 4%物価も上がり、来年も同様に物価が上がれば生活に直結します。業績があがり、賃金が上がり、可処分所得を増やし衣食住にも使えるお金を回さなければなりません。最低な生活を確保するうえで、リビングウェイジ 1,050 円と特定 910 円の差額 140 円の差を縮めて行かなくては、ならないと考えております。なお岡山 7 業種の時間給では単純平均で 962 円となっており、商品小売業平均より下回っています。

この春闘で短時間労働者の賃上げ率では、連合岡山では 5.01%、U Aゼンセンでは 5.15% という結果になっております。

そこで、U Aゼンセン・連合の賃上げの妥結額 52 円から埋没している 22 円を引いた 30 円を要求額と致します。

上記、地賃に 22 円埋没している中で、次年度以降も今回と同じような状況になることを想定しつつも、最低限の生活水準を確保すると、岡山の他業種に負けない産業にしなければならないと考えております。

以 上

2023年各種商品小売業(特定最賃)についての意見要旨

1. 事業所の名称
株式会社天満屋

意見発表者
役職 経営企画室長
氏名 山本 哲司

2. 経済情勢と今後の見通し

岡山県の県内景気は、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、緩やかに回復しつつあるとされています。個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、サービス分野を中心に緩やかに増加していますが、百貨店・スーパーの売上については、外出機会の増加を受けた需要の増加が見られるものの、物価上昇の影響もあって足元では横ばい圏内の動きとなっています。とりわけ地方都市においては、都市圏と比べてインバウンドにおける大きな需要影響が少ない為、回復が厳しい状況です。

円高やロシアのウクライナ侵攻の影響等により原材料費や電力費が高騰しています。一般消費者に最も身近な存在である小売業においては、商品・サービスへの価格転嫁が困難、または時間がかかることから企業経営に及ぼす影響は大きい状況にあります。

中四国百貨店協会の発表によると、2023年1月～6月までの岡山県下の百貨店売上高は、前年実績は超えているものの、コロナ前と対比すると依然戻りきっていない状況です。

先行きについては緩やかな回復が続くことが期待されますが、世界的な金融引き締め等が続く中、日本においても金融緩和の出口を模索した金融政策へのかじ取りがされる中、物価上昇と併せて十分注意が必要だと思われます。

3. 小売業の雇用情勢

直近2023年8月の岡山県の有効求人倍率は1.53倍となり前月から僅かながら低下しました。8月の卸・小売業の新規求人数は前年同月と比べ12.5%増加となっています。

4. 特定最賃の必要性

2023年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」において言及されている最低賃金について、全国加重平均で1,000円を達成するために中央最賃審議会にて+40円の賃上げ目安が示されました。それを踏まえ、地域別最賃審議会でも岡山県最賃引上げ額+40円で結審したのはご承知の通りです。

昨年も申し上げましたとおり、地域別最賃の大幅な引き上げにより、特定最賃の優位性が失われ、特定最賃の改定を行わない事例が全国で増えています。中でも比較的金額が低い「各種商品小売業」、「百貨店・総合スーパー」の特定最賃については、その傾向が一層顕著になっており、岡山県においても例外ではなく、地域別最賃に委ねるタイミングを検討する時期に来ていると認識しています。

コロナ禍に関係なく、小売業における公正競争の観点から、各種商品小売業の枠組みは大きな矛盾を含んでおり、同じ商品を扱っている小売業をみても、百貨店・総合スーパー・食品スーパー・ドラッグストア・ホームセンター・コンビニエンスストアなど様々な業種業態で販売を行っており、各種商品小売業とそれ以外で最低賃金が違うことに妥当な理由が見当たらないと考えます。

5. 結論

地賃の急激な引上げといった特定最賃の基になる金額動向を注視し、岡山県における各種商品小売業の特定最賃の必要性については、引き続き労使で丁寧な審議が必要であることは変わらないものの、本年については産業の魅力向上において一定の意義を認め、極めて慎重な金額審議を行いたいと考えます。

以上